

○第2期葉山町子ども・子育て支援事業計画（案）の変更内容一覧表【前回の会議後の意見等からの変更内容】

変更後（資料3）	変更前（第27回子ども・子育て会議 資料3）																																																																																				
<p>★【P37】</p> <p>保育利用率</p> <p>○ 3号認定については、「保育利用率」（満3歳未満の子どもの全体数に占める保育利用定員の割合）の各年度の目標値を定めることとされています。</p> $\text{保育利用率} = \frac{\text{3号認定の子どもの利用定員数}}{\text{満3歳未満の子どもの全体数}}$ <p>（保育利用率の目標設定）</p> <p style="text-align: right;">（単位：人）</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和2年度</th> <th>令和3年度</th> <th>令和4年度</th> <th>令和5年度</th> <th>令和6年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>満3歳未満の子どもの数（①）</td> <td>514</td> <td>514</td> <td>552</td> <td>535</td> <td>518</td> </tr> <tr> <td>3号認定の利用定員（②）</td> <td>158</td> <td>210</td> <td>255</td> <td>255</td> <td>255</td> </tr> <tr> <td>3号認定の量の見込み（③）</td> <td>206</td> <td>208</td> <td>226</td> <td>220</td> <td>213</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">（単位：％）</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和2年度</th> <th>令和3年度</th> <th>令和4年度</th> <th>令和5年度</th> <th>令和6年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保育利用率（②／①）</td> <td>30.7</td> <td>40.9</td> <td>46.2</td> <td>47.7</td> <td>49.2</td> </tr> <tr> <td>保育利用率目標（③／①）</td> <td>40.1</td> <td>40.5</td> <td>40.9</td> <td>41.1</td> <td>41.1</td> </tr> </tbody> </table> <p>（4）幼児教育・保育の質の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 各保育所、地域型保育事業では、各施設の運営方針に基づき、定期的な職員研修、保護者との懇談会などを行うことによって、より良い保育サービスの確保に努めます。 ○ 幼稚園・保育所では、教育・保育の「質」を確保するため、幼稚園・保育園連絡会議を活用し、各園の特色ある保育実践等の報告や情報交換を行います。 ○ 幼児教育・保育の質の確保のため、職員の資質向上に向けた研修等の充実を図ります。 		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	満3歳未満の子どもの数（①）	514	514	552	535	518	3号認定の利用定員（②）	158	210	255	255	255	3号認定の量の見込み（③）	206	208	226	220	213		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	保育利用率（②／①）	30.7	40.9	46.2	47.7	49.2	保育利用率目標（③／①）	40.1	40.5	40.9	41.1	41.1	<p>★【P37】</p> <p>保育利用率</p> <p>○ 3号認定については、「保育利用率」（満3歳未満の子どもの全体数に占める保育利用定員の割合）の各年度の目標値を定めることとされています。</p> $\text{保育利用率} = \frac{\text{3号認定の子どもの利用定員数}}{\text{満3歳未満の子どもの全体数}}$ <p>（保育利用率の目標設定）</p> <p style="text-align: right;">（単位：人）</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和2年度</th> <th>令和3年度</th> <th>令和4年度</th> <th>令和5年度</th> <th>令和6年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>満3歳未満の子どもの数（①）</td> <td>514</td> <td>514</td> <td>552</td> <td>535</td> <td>518</td> </tr> <tr> <td>3号認定の利用定員（②）</td> <td>158</td> <td>210</td> <td>255</td> <td>255</td> <td>255</td> </tr> <tr> <td>3号認定の量の見込み（③）</td> <td>206</td> <td>208</td> <td>226</td> <td>220</td> <td>213</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">（単位：％）</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和2年度</th> <th>令和3年度</th> <th>令和4年度</th> <th>令和5年度</th> <th>令和6年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保育利用率（②／①）</td> <td>30.7</td> <td>40.9</td> <td>46.2</td> <td>47.7</td> <td>49.2</td> </tr> <tr> <td>保育利用率目標（③／①）</td> <td>40.1</td> <td>40.5</td> <td>40.9</td> <td>41.1</td> <td>41.1</td> </tr> </tbody> </table>		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	満3歳未満の子どもの数（①）	514	514	552	535	518	3号認定の利用定員（②）	158	210	255	255	255	3号認定の量の見込み（③）	206	208	226	220	213		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	保育利用率（②／①）	30.7	40.9	46.2	47.7	49.2	保育利用率目標（③／①）	40.1	40.5	40.9	41.1	41.1
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度																																																																																
満3歳未満の子どもの数（①）	514	514	552	535	518																																																																																
3号認定の利用定員（②）	158	210	255	255	255																																																																																
3号認定の量の見込み（③）	206	208	226	220	213																																																																																
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度																																																																																
保育利用率（②／①）	30.7	40.9	46.2	47.7	49.2																																																																																
保育利用率目標（③／①）	40.1	40.5	40.9	41.1	41.1																																																																																
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度																																																																																
満3歳未満の子どもの数（①）	514	514	552	535	518																																																																																
3号認定の利用定員（②）	158	210	255	255	255																																																																																
3号認定の量の見込み（③）	206	208	226	220	213																																																																																
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度																																																																																
保育利用率（②／①）	30.7	40.9	46.2	47.7	49.2																																																																																
保育利用率目標（③／①）	40.1	40.5	40.9	41.1	41.1																																																																																

変更後（資料3）	変更前（第27回子ども・子育て会議 資料3）
<p>★【P48】</p> <p>（11）放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）</p> <p>○ 保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。</p> <p>【確保方策】</p> <p>○ 令和3年度から徐々に供給量を拡大していきます。</p> <p>○ 町直営の学童クラブは確保方策として見込んでいますが、学童クラブのニーズの状況により実施方法の検討を行うこととします。</p> <p>○ 学童クラブについて、現行の障害児受入推進事業を継続し、必要に応じて加配指導員を配置するとともに、放課後デイサービスを含め、障害のある児童の放課後の居場所の充実を図ります。</p> <p>○ 学童クラブや児童館・青少年会館等、放課後の居場所に関する情報提供の充実を図ります。</p> <p>○ 新・放課後子ども総合プランの趣旨に沿った学童クラブ及び放課後子ども教室の実施を目指し、次の取組みを推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ すべての小学校内で学童クラブと放課後子ども教室を一体型で実施することを目指します。 ・ 小学校内で実施する学童クラブと放課後子ども教室の一体型は、令和3年度から1年に1ヶ所のペースで新設することを目指します。 ・ 学童クラブを利用する児童が放課後子ども教室を利用する場合の児童の受け入れ、引き渡し等について、双方の運営者が連携を図るよう協議をしていきます。 ・ 小学校内への学童クラブ及び放課後子ども教室の設置に際しては、余裕教室の活用等を教育委員会と小学校と運営者との間で十分な協議を行います。また、小学校内に学童クラブ及び放課後子ども教室を設置する際は、小学校ごとに、小学校と運営者の間における運用ルールなど、学校施設の使用に当たって、学校や関係者の不安感が払拭されるよう努めます。 ・ 小学校と運営者が定期的に連絡会を開くなどして、連携が取りやすくなるよう互いに情報共有をします。 ・ 学童クラブについて、利用する保護者のニーズに合った開所時間の設定に努めます。 ・ 町や県等が実施する研修への参加を促進し、学童クラブの役割をさらに向上させます。 ・ 町のホームページや広報紙、学童クラブからの直接の発信による、情報周知を検討します。 	<p>★【P48】</p> <p>（11）放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）</p> <p>○ 保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。</p> <p>【確保方策】</p> <p>○ 令和3年度から徐々に供給量を拡大していきます。</p> <p>○ 町直営の学童クラブは確保方策として見込んでいますが、学童クラブのニーズの状況により実施方法の検討を行うこととします。</p> <p>○ 学童クラブについて、現行の障害児受入推進事業を継続し、必要に応じて加配指導員を配置します。</p> <p>○ 新・放課後子ども総合プランの趣旨に沿った学童クラブ及び放課後子ども教室の実施を目指し、次の取組みを推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ すべての小学校内で学童クラブと放課後子ども教室を一体型で実施することを目指します。 ・ 小学校内で実施する学童クラブと放課後子ども教室の一体型は、令和3年度から1年に1ヶ所のペースで新設することを目指します。 ・ 学童クラブを利用する児童が放課後子ども教室を利用する場合の児童の受け入れ、引き渡し等について、双方の運営者が連携を図るよう協議をしていきます。 ・ 小学校内への学童クラブ及び放課後子ども教室の設置に際しては、余裕教室の活用等を教育委員会と小学校と運営者との間で十分な協議を行います。また、小学校内に学童クラブ及び放課後子ども教室を設置する際は、小学校ごとに、小学校と運営者の間における運用ルールなど、学校施設の使用に当たって、学校や関係者の不安感が払拭されるよう努めます。 ・ 小学校と運営者が定期的に連絡会を開くなどして、連携が取りやすくなるよう互いに情報共有をします。 ・ 学童クラブについて、利用する保護者のニーズに合った開所時間の設定に努めます。 ・ 町や県等が実施する研修への参加を促進し、学童クラブの役割をさらに向上させます。 ・ 町のホームページや広報紙、学童クラブからの直接の発信による、情報周知を検討します。

変更後(資料3)

変更前(第27回子ども・子育て会議 資料3)

★【P49】

★【P49】

【年度別見込量】

【年度別見込量】

(単位：人/月)

(単位：人/月)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	327	341	359	373	392
小学1年生	102	107	112	117	123
小学2年生	91	95	100	104	110
小学3年生	71	74	78	81	85
小学4年生	37	38	40	42	44
小学5年生	17	18	19	19	20
小学6年生	9	9	10	10	10
②確保方策	325	365	405	445	445
施設数	10	11	12	13	13
②-①	△2	24	46	72	53

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	327	341	359	373	392
小学1年生	102	107	112	117	123
小学2年生	91	95	100	104	110
小学3年生	71	74	78	81	85
小学4年生	37	38	40	42	44
小学5年生	17	18	19	19	20
小学6年生	9	9	10	10	10
②確保方策	325	365	405	445	445
施設数	10	11	12	13	13
②-①	△2	24	46	72	53

※ 確保方策については、「みんなの公共施設未来プロジェクト」を踏まえ、変更する場合があります。

※ 確保方策については、「みんなの公共施設未来プロジェクト」を踏まえ、変更する場合があります。

※ 施設数については、民間学童クラブを含みます。

<放課後の居場所としての児童館・青少年会館>

児童館・青少年会館は、子どもたち(0~18歳)と、子育てにかかわる大人がいつでも、誰でも利用できる地域の遊び場です。

小学校就学後の放課後、土曜日、春夏冬休みの安心・安全な居場所として、学童クラブや一般来館(全児童対象)を受け入れ、いろいろな年齢の子どもたちが自由な遊びを通して、心身ともに健やかに成長していけるよう支援していきます。

変更後（資料3）

★【P51】

10 認定こども園の普及に係る基本的な考え方

- 認定こども園が幼稚園及び保育園の機能を併せ持ち、保護者の就労状況及びその変化等によらず、柔軟に、子どもを受け入れられる施設であることを周知していきます。
- 教育ニーズを求める就労世帯が一定程度いることを踏まえ、特に幼稚園への情報提供や、認定こども園への移行に必要な支援、その他認定こども園の普及に必要な支援を行います。また、県等が実施する幼稚園教諭や保育士に対する合同研修等への参加を促進する等の取り組みを推進します。

11 教育・保育施設等の連携の推進方策

- 地域型保育事業（家庭的保育事業、小規模保育事業など）については、卒園後も安心して利用できるように、連携施設を設定するほか円滑な接続に配慮します。
- 認定こども園、幼稚園及び保育園の相互の連携並びに認定こども園、幼稚園及び保育園と小学校等との連携を推進します。また、就学時健康診断を通じて、発達支援等の早期発見、就学にあたっての相談を行い、教育・保育の連携を図ります。
- 「葉山町発達支援システム」や「葉山町相談支援ファイル「こん葉^oす」」などを活用しつつ、教育委員会、幼稚園、保育園、小学校、中学校間で指導上必要な情報の共有と連携を図り、一貫した相談・支援体制を充実します。
- 教員・保育士等による連絡会や見学を実施し、情報の共有や連携を図ります。

12 産後の休業および育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

- 保護者が産休・育休明けの希望する時期に円滑に教育・保育施設を利用できるよう、休業中の保護者に対して適切な情報提供や相談を行います。
- 子育て支援センター、子ども育成課、関係機関の連携を強化しながら、相談体制の充実を図り、適切なサービスに繋げていくなど、妊娠・出産期からの切れ目のない支援を行います。

変更前（第27回子ども・子育て会議 資料3）

★【P51】

10 認定こども園の普及に係る基本的な考え方

- 認定こども園が幼稚園及び保育園の機能を併せ持ち、保護者の就労状況及びその変化等によらず、柔軟に、子どもを受け入れられる施設であることを周知していきます。
- 教育ニーズを求める就労世帯が一定程度いることを踏まえ、特に幼稚園への情報提供や、認定こども園への移行に必要な支援、その他認定こども園の普及に必要な支援を行います。また、県等が実施する幼稚園教諭や保育士に対する合同研修等への参加を促進する等の取り組みを推進します。

11 教育・保育施設等の連携の推進方策

- 地域型保育事業（家庭的保育事業、小規模保育事業など）については、卒園後も安心して利用できるように、連携施設を設定するほか円滑な接続に配慮します。
- 認定こども園、幼稚園及び保育園の相互の連携並びに認定こども園、幼稚園及び保育園と小学校等との連携を推進します。また、就学時健康診断を通じて、発達支援等の早期発見、就学にあたっての相談を行い、教育・保育の連携を図ります。
- 「葉山町発達支援システム」などを活用しつつ、教育委員会、幼稚園、保育園、小学校、中学校間で指導上必要な情報の共有と連携を図ります。
- 教員・保育士等による連絡会や見学を実施し、情報の共有や連携を図ります。

12 産後の休業および育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

- 保護者が産休・育休明けの希望する時期に円滑に教育・保育施設を利用できるよう、休業中の保護者に対して適切な情報提供や相談を行います。
- 子育て支援センター、子ども育成課、関係機関の連携を強化しながら、相談体制の充実を図り、適切なサービスに繋げていくなど、妊娠・出産期からの切れ目のない支援を行います。

変更後（資料3）

★【P53】

《発達面で支援が必要な子どもへの連携》

- 令和元年度に町立の療育施設（たんぼぼ教室）を利用している未就学児は31名です。そのうち、21名が幼稚園・保育施設も利用しています。特別な支援が必要な子どもについては、すでに幼稚園・保育施設と連携して、日ごろから情報共有を進めています。引き続き、教育・保育の利用を希望した場合に円滑な受入れができるように、施設・事業者との連携を深めていきます。
- 小学校への就学の際には、たんぼぼ教室において作成した個別支援計画をもとに、会議を開催し、就学先の小学校との連携を図ります。
- 「葉山町発達支援システム」や「葉山町相談支援ファイル「こん葉^oす」」などを活用しつつ、教育委員会、幼稚園、保育園、小学校、中学校間で指導上必要な情報の共有と連携を図り、一貫した相談・支援体制を充実します。（再掲）
- 葉山町障害者福祉計画（障害児福祉計画）と整合を図り、医療的ケア児へ適切な支援を行います。

14 労働者の職業生活と家庭生活の両立のための雇用環境の整備に関する施策との連携

- 幼稚園の預かり保育等の一時預かり事業の充実や病児・病後児保育事業の広域での実施に向けた検討していくなど、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の充実を図り、働きやすい職場環境の整備に努めます。
- プレママやプレパパ教室等を通じて、家庭における男性の育児参加の機会の促進等、社会全体の意識の醸成を図ります。
- 企業等への育児休業等制度の周知など、誰もが働きやすい労働環境の改善に向けた各種啓発、情報提供に努めます。

変更前（第27回子ども・子育て会議 資料3）

★【P53】

《発達面で支援が必要な子どもへの連携》

- 令和元年度に町立の療育施設（たんぼぼ教室）を利用している未就学児は31名です。そのうち、21名が幼稚園・保育施設も利用しています。特別な支援が必要な子どもについては、すでに幼稚園・保育施設と連携して、日ごろから情報共有を進めています。引き続き、教育・保育の利用を希望した場合に円滑な受入れができるように、施設・事業者との連携を深めていきます。
- 小学校への就学の際には、たんぼぼ教室において作成した個別支援計画をもとに、会議を開催し、就学先の小学校との連携を図ります。
- 「葉山町発達支援システム」などを活用しつつ、教育委員会、幼稚園、保育園、小学校、中学校間で指導上必要な情報の共有と連携を図ります。（再掲）
- 葉山町障害者福祉計画（障害児福祉計画）と整合を図り、医療的ケア児へ適切な支援を行います。

14 労働者の職業生活と家庭生活の両立のための雇用環境の整備に関する施策との連携

- 幼稚園の預かり保育等の一時預かり事業の充実や病児・病後児保育事業の広域での実施に向けた検討していくなど、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の充実を図り、働きやすい職場環境の整備に努めます。
- プレママやプレパパ教室等を通じて、家庭における男性の育児参加の機会の促進等、社会全体の意識の醸成を図ります。
- 企業等への育児休業等制度の周知など、誰もが働きやすい労働環境の改善に向けた各種啓発、情報提供に努めます。